

2022年3月16日

株主の皆さまへ

ENECHANGE株式会社

**第7期定時株主総会「第1号議案 定款一部変更の件」に関する  
議決権行使助言会社の反対推奨に対する当社の見解について**

2022年3月30日開催予定の第7期定時株主総会に付議する「第1号議案 定款一部変更の件」（産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律に基づきバーチャルオンリーの株主総会を開催することができる旨を含む定款変更議案。以下、「本議案」）について、議決権行使助言会社である Institutional Shareholder Services Inc.（以下、「ISS社」）が反対推奨しているとの情報を入手いたしました。下記のとおり、本議案に関する当社の見解を補足説明いたしますので、株主の皆さまにおかれましては、議決権行使にあたり、ご一読のうえ、当社の見解をご理解いただいたうえで、ご判断くださいますようお願い申し上げます。

## 記

## 1. ISS社の反対推奨の内容

ISS社は以下の点を理由に反対推奨しております。

- ①新型コロナウイルス感染症の流行を受けて、株主総会の形式をより柔軟にする場合があると認識しているが、本議案では、会社が恒久的に場所の定めのない株主総会（以下、「バーチャルオンリー株主総会」）を実施することを認めており、どのような状況下でこれを行うのか明示されていない。
- ②バーチャルオンリー株主総会は、株主が取締役の責任を追及する機会に影響を与え、経営陣と株主間の有意義な意見交換を妨げる可能性がある。例えば、株主が質問し、会社から回答を得ることが困難となり、さらに経営陣が歓迎しない株主の質問が、経営陣に有利な方法で都合よく処理される可能性がある。

## 2. 当社の見解

以下のとおり、当社といたしましては、ISS社の反対推奨は根拠が乏しいものと理解しております。

- ①バーチャルオンリー株主総会には、非居住者を含む遠隔地の株主さまなどが出席しやすく、物理的な会場の確保が不要なため、運営コストの低減や臨時株主総会を含む株主総会の機動的な開催を実現し、株主総会の活性化、効率化につながる利点があると考えております。またバーチャルオンリー株主総会であれば、全員がインターネット等により出席することとなり、公平に権利行使の機会が確保されることとなります。以上を踏まえると、バーチャルオンリー株主総会は株主さまとの有意義な意見交換を妨げるものではなく、むしろ促進するものといえます。

- ②バーチャルオンリー株主総会を開催するためには、招集決定時において、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認が求められており、当社は両大臣からの確認を既に取得しております。
- また、本確認の申請時に、「通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主の利益の確保に配慮することについて方針を定めていること」の記載が求められており、当社がバーチャルオンリー株主総会を実施することとした場合には、株主さまの利益確保に配慮し、公平性を実現する手段を検討し実施する予定です。
- ③バーチャルオンリー株主総会においても、会社にとって有利になるような恣意的な運営は法律上許容されていないと認識しております。バーチャルオンリー株主総会においては、会社法の原則どおり、会社は株主さまからの質問、動議等を受け付ける必要があり、株主さまの権利を制限するものではありません。また、会社に不利な質問は取り上げないなどの恣意的な運営を行った場合、不公正なものとして株主総会決議の取消事由となり得ます。
- ④当社のリスクマネジメント上、緊急時に確実に株主総会を開催し事業を継続するため、バーチャルオンリー株主総会を選択可能としておくことが重要であると考えております。当社はどのような状況下にあっても、確実に株主総会を開催し、事業を継続する責務があり、感染症の拡大や大規模災害に限らず、不測の事態に備え、バーチャルオンリー株主総会を可能とすることが、リスクマネジメントの観点からも必要と考えております。
- ⑤本議案は、「バーチャルオンリー株主総会が開催できる」旨の定款変更であって、将来的なバーチャルオンリー株主総会の開催について、既に決定しているものではありません。今後も株主さまのご意見を広く伺いつつ、物理的な来場が難しい株主さまへの権利行使の確保、株主さまとの対話、交流の充実などを総合的に考慮し、個別の事案に応じて、株主さまにとって利益のある適切な開催方式を選択いたします。

上記のとおり、当社は、バーチャルオンリー総会が株主さまの権利行使や利益を妨げることはなく、株主総会の効率化・円滑化、ひいては当社と株主さまとの間の有意義な対話に資するものであると考えております。

以上